# 東京都における人口動態調査死亡票を用いた乳幼児突然死症侯群の発生頻度に関する調査

### 藤田 利治\* 澤口 聡子2\* 澤口 彰子2\*

目的 乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断には剖検が必須とされているが、わが国での剖検率は極めて低い。本報告では、SIDS の剖検率が全国で最も高率で診断精度の高いと考えられる東京都において、SIDS 発生の実態を明らかにする。

方法 1990年から92年までの3年間に東京都に届けられた死亡の中から,原死因から見て SIDS が疑われる2歳未満の児についての厚生省人口動態調査死亡票を調査した。死亡票での「死亡の原因」,「解剖の所見」,「外因死の追加事項」欄の死因に関わる記載に基づいて,SIDS の可能性に係る分類を行い,SIDS 発生率およびその基本特性との関連を検討した。

成績 SIDS 発生率は出生1,000人当り0.23であり、広義の SIDS と考えられる児を含めると0.32であった。さらに、死亡状況に係る記載が不十分な死亡票が少なからず存在し、SIDS の可能性を否定できない児まで含めると出生1,000人当り0.61となった。基本特性との関連では、男児での SIDS 発生が高率であり、世帯の仕事では「その他」に分類される世帯での発生が極めて高率であった。また、東京都内でも SIDS の剖検率に顕著な地域差がみられ、異常死体に関わる監察医制度が施行されている東京23区内では大半が剖検されているのに対して、その他の地域(周辺地域)では極めて低率であった。低い剖検率や不十分な死亡状況の記載が多いことと関連して、その他の地域での SIDS 発生率は東京23区内に比べて低率であった。

結論 死亡診断書(死体検案書)での死亡状況のあいまいな記載や低い剖検率によって、SIDSが過少に診断されている可能性が示唆された。SIDSの病因解明のためには正確な診断が必要であり、剖検に基づく確実な診断および死亡状況調査がなされる体制の整備が望まれる。

Key words:乳幼児突然死症候群,東京都,人口動態統計,剖検率,性差,世帯の仕事

#### I はじめに

乳幼児突然死症侯群(以下、SIDS)は、乳児死亡率が出生1,000人当り10未満の多くの欧米諸国 $^{11}$ において出生後1ヵ月から1年未満までの乳児期での第1の死因であり、近年減少傾向にあるとはいえ、なお大きな問題となっている。1993年ないし94年における SIDS の出生1,000人当たりの乳児死亡率は、米国(1.20)、ドイツ(0.97)、英国(0.61)、フランス(1.59)、ノルウェー(0.62)などと高率である。わが国では、80年の0.076から94年の0.378へと増加している $2^{11}$ が、欧米諸国に比べてなお低い水準にある。

2\* 東京女子医科大学法医学教室 連絡先:〒108-8638 東京都港区白金台 4-6-1 国立公衆衛生院疫学部 藤田利治 米国の SIDS の定義<sup>3,4)</sup>では剖検所見と死亡状況 調査に基づいて診断されるべきとされており、 SIDS の精度の高い診断には剖検は必須と考えら れている。近年では多くの州で95%以上が剖検に より SIDS と診断されている<sup>5)</sup>。

一方、わが国の剖検率は極めて低率である。80年から91年までの12年間で SIDS と診断された児での剖検率は、19.9%に過ぎない<sup>6)</sup>。欧米諸国で SIDS 診断に必須とされている剖検がわずかにしか実施されないことは、SIDS 診断の精度を低下させ、あるいは SIDS 発生率の過少把握を招いているのではないかと懸念される。こうした全国的な状況の中で東京都と神奈川県の SIDS の剖検率は顕著に高く、80年から91年までの12年間ではそれぞれ68.8%および58.4%に達していた<sup>6)</sup>。

本報告では、SIDSの剖検率がわが国で最も高い東京都において、厚生省人口動態調査死亡票の

<sup>\*</sup> 国立公衆衛生院疫学部

表1 SIDS の可能性を検討した死因

	表1 SIDS の可能性を	検討した死因
ICD9 $\exists - F$	傷	病 名
798	原因不明の突然死	
036	髄膜炎菌感染	
041	他の分類された病態に	おける細菌および部位
	不明の細菌感染	
243	先天性甲状腺機能低下	•
255.3	その他の副腎皮質機能	亢進
320	細菌性髄膜炎	
321	その他の病原体による	髄膜炎
322	詳細不明の原因による	·髄膜炎
345	てんかん	
348.1	無酸素性脳傷害	
348.5	脳浮腫	
358.0	重症筋無力症	
410-414	虚血性心疾患	
426	伝導障害	
427	不整脈	
428	心不全	
429	診断名不明確な心疾患	鼠の記載および合併症
460-466	急性呼吸器感染	
474	扁桃およびアデノイド	で慢性疾患
475	扁桃周囲膿腫	
476	慢性喉頭炎および喉頭	5気管支炎
477	アレルギー性鼻炎	
478	上気道のその他の疾患	Ž
480-487	肺炎およびインフルエ	ニンザ
490-496	慢性閉塞性肺疾患およ	で類似病態
507	固体および液体による	<b>肺炎</b>
514	肺らっ血および血液沈	<b>と滞</b>
518	肺のその他の疾患	
519	呼吸器系のその他の疾	<b>F.</b>
745	心臓球の異常および心	J中隔閉塞異常
746	心臓のその他の先天異	<b>ķ常</b>
747	循環器系のその他の先	E天異常
748.5	肺の無発生,低形成お	8よび異形成
748.6	肺のその他の異常	
748.8	呼吸器系のその他の明	引示された異常
748.9	呼吸器系の詳細不明の	)異常
759.1	副腎の異常	
765	妊娠期間短縮に関連し	<b>た障害および詳細不明</b>
769	呼吸窮迫症候群	
770	胎児および新生児のそ	この他の呼吸器病態
775	胎児および新生児に特	<b>持異的な内分泌および代</b>
	謝障害	
780	全身症状	
791.9	神経系および筋骨格系	系に関する症状;その他
782	皮膚およびその他の外	<b>卜皮組織に関する障害</b>
783	栄養,代謝および発達	<b>崖に関する症状</b>

表1 SIDS の可能性を検討した死因(つづき)

ICD9 コード	傷病名	
784.1	咽頭痛	_
785	心血管系に関する症状	
786	呼吸系に関する症状およびその他の胸部の抗	定
	状	
787	消化系に関する症状	
799	その他の診断名不明確または原因不明の病	因
	および死因	
932	鼻内異物	
933	咽頭 および喉頭内異物	
934	気管,気管支および肺内異物	
935	口腔,食道および胃内異物	
994.4	不良環境曝露による消耗	
994.7	窒息および絞首	
995.0	アナフィラキシーショック	
995.3	詳細不明のアレルギー	
995.8	他に分類されないその他の明示された有害作	乍
	用	
E911	食物の吸入は嚥下による気道閉塞または窒素	素
E912	その他の物体の吸入または嚥下による気道の	カ
	閉塞または窒息	
E913	不慮の機械的窒息	
E915	その他の孔口への不慮の異物浸入	
E983	不慮か故意かの決定されない縊死,絞首まだ	C
	は窒息	
E983.9	詳細不明の手段	_

死因に係る記載を調査し、SIDS および SIDS が 疑われる死亡についての疫学的検討を行った。

#### Ⅱ 資料および方法

用いた資料は90年から92年までの3年間の厚生 省人口動態調査死亡票であり、指定統計の目的外 使用の承認を得て使用した(統収第29号、平成6 年2月1日)。

まず、SIDSの可能性が疑われる死因として、表1の原死因を選んだ。これらの原死因で死亡した2歳未満の児で、届出地が東京都である日本人828人について、死亡票転写磁気テープの情報を利用して死亡票を探索した。そして、発見した死亡票における「死亡の原因」、「解剖の所見」、「外因死の追加事項」欄の死因に係る記載を調査した。なお、2歳未満としたのは、厚生省研究班によってSIDSの診断基準が94年度に改訂された際

の「診断の手引き」 $^9$ )において,「生後  $^2$  から  $^5$  ヵ月に多く,6ヵ月未満がほとんどを占めるが, $^2$  歳まで発症する可能性がある」とされているためである。

加藤ら<sup>n</sup>の死亡小票を用いた愛知県下での SIDS の疫学調査を参考にして、死因に関わる記載から表 2 に示した SIDS に係る分類を行った。なお、加藤らの調査での SIDS の分類の基準は、「診断名が SIDS、乳児突然死、急性呼吸不全、肺炎、気管支炎、急性心不全などで基礎疾患がなく、発症から死亡までが短時間(約1時間以内)のもの、あるいは診断名が窒息、誤嚥などで原因となった異物や外的因子が明らかでないもののうち、記載された状況から厚生省班研究による広義の SIDS の定義にあてはまるもの」とされている。

今回は、「SIDS」(剖検による診断、又は臨床 診断のみ),「広義 SIDS」(明確な基礎疾患がな く短時間(約2時間以内)で死亡,又は,原因と なった異物や外的因子が不明確な窒息や誤嚥での 死亡)とともに、SIDSの可能性がわずかに残さ れる「疑 SIDS」(明確な基礎疾患はないが死亡 までの期間がやや長かったり不明のもの、外因死 の詳細な状況が不明なもの, 死亡票は未発見だが 原死因コードから疑いが残るもの)の3群に分類 した。すなわち、SIDSの可能性が疑われる表1 の死因を持つ児の死亡票を検討し、なお SIDS を 否定できないと判断した死亡票を、その可能性の 大きさにしたがって3群に分けたことになる。こ れらの分類は法医学者,内科医および疫学者の3 人が独立に実施し、分類が一致しないものについ ては合議により決定した。

統計解析では、「SIDS」、「広義 SIDS」および「疑 SIDS」の死亡数を90年から92年までの3年間の出生数で割り、出生1,000人当りの発生率を算出した。なお、乳児死亡率と同様にこの指標は厳密には比(ratio)であるが、乳児死亡率と呼ぶ間習に準じて発生率と呼ぶことにした。死亡票で把握し得る基本特性との関連については、性別、世帯の仕事および住所地について各カテコゴリー間の発生率の差を、各発生率の出生構成に対する適合度の検定を用いて分析した。この際、発生率としては「SIDS」のみの発生率、「SIDS」と「広義 SIDS」の累計した発生率(以下、累計発生

表2 死亡票の記載内容からの SIDS に係る分類

		人	発生率#
SIDS		71	0.230
a.	解剖で SIDS	49	0.159
b.	臨床診断のみで SIDS	22	0.071
広義:	SIDS	27	0.088
c.	急性呼吸不全, 肺炎・気管支炎, 急性心不全などで基礎疾患がな く, 短時間で死亡	6	0.019
d.	窒息,誤嚥などで原因となった異 物や外的因子が明らかでなく,広 義の SIDS にあてはまるもの	21	0.068
疑 SII	DS	91	0.295
e.	基礎疾患がなく,2 日以内に死亡	18	0.058
f.	心不全または呼吸不全で,10日以 内に死亡	4	0.013
g.	基礎疾患がなく,詳細不明なもの	31	0.101
h.	短時間だが,他の疾患の記載あり	6	0.019
i.	外因死だが,詳細不明なもの	2	0.006
j.	SIDS の疑いが残るもの (死亡票が未発見)	30	0.097

<sup>#:</sup> 出生1000人当り

率), さらに「疑 SIDS」を加えた累計発生率の3つについて検討した。

# Ⅲ 結果

#### 1. SIDS に係る分類

SIDS との関連が疑われた828人の内,773人(93%)の死亡票の閲覧が可能であった。死因に関わる記載に基づいて「SIDS」が71人(出生1,000人当りの発生率:0.230。以下同じ),「広義SIDS」が27人(0.088),「疑SIDS」が91人(0.295)と分類した(表2)。「広義SIDS」までの累計発生率は0.318,「疑SIDS」まででは0.613であった。

なお、分類に際して、死亡票は未発見であったが転写磁気テープの情報から剖検により SIDS 診断された 5 人は「a. 剖検で SIDS」とした。また、「j. SIDS の疑いが残るもの」には、死亡票は未発見であるが原死因から判断して c.~i.の可能性が残るものを分類した。

「SIDS」と分類した71人中の68人の原死因は SIDSであり、残りの3人には「解剖の所見」欄 に SIDSの記載が見られ「SIDS」とした。「広義 SIDS」の原死因は窒息などの外因死(21人)が ほとんどであり、その他は心不全(3人)、肺炎・気管支炎(3人)であった。「疑 SIDS」の原死 因は肺炎・気管支肺炎(27人)、心不全(15人)が多く、その他の呼吸器系の症状・病態(7人)、 外因死(5人)もみられた。さらに、死亡診断書 (死体検案書)への死因の記載がまったく不十分で「原因不明」などとしか書かれていない死亡票が22人に上った。

#### 2. 基本特性との関連

「性別」では男の発生率が高い傾向であり、「SIDS」については有意水準10%の差がみられ、「広義 SIDS」までおよび「疑 SIDS」までの累計発生率では高度に有意な性差が認められた(表 3)。「世帯の仕事」については高度に有意の差異がみられ、自営業・勤労者・専業農家・兼業農家には分類されない「その他」の仕事の世帯での「SIDS」の発生が極めて高率であった。「広義 SIDS」ないし「疑 SIDS」までの累計発生率では、その差がさらに拡大した。

「住所地」については、東京23区内(区部)と

市・郡・島部との比較を行った。「SIDS」については東京23区での発生が有意に高率であったが、「疑 SIDS」まで累計すると逆に市・郡・島部の方が高率の傾向となった。なお、この際、住所地が東京都以外であった3人は除外した。

住所地別の剖検割合を、表4に示した。「SIDS」での剖検された割合は、住所地が東京23区(区部)では89%と高率であるのに対して、市・郡・島部では1人(6%)が剖検によって診断されたに過ぎなかった。都道府県の中で剖検率が最も高い東京都内においても、極めて大きな地域差があることが明らかになった。「広義SIDS」および「疑SIDS」についても剖検割合は東京23区で有意に高率であった。

# Ⅳ 考 察

SIDS を正確に診断するには剖検が必須とされている。わが国でも厚生省心身障害研究の研究班によって SIDS の診断基準の改訂が94年度になされ、「それまでの健康状態および既往歴からその

	erne ##erne # erne								
	SIDS				広義 SIDS		疑 SIDS		
	人	発生率#	検定2#	人	累計発生率#	検定2#	人	累計発生率#	検定2#
性別									
男	44	0.277	$\chi^2 = 3.14$	22	0.416	$\chi^2 = 9.91$	59	0.788	$\chi^2 = 16.31$
女	27	0.180	p = .076	5	0.214	p = .002	32	0.428	$p\!<\!.001$
世帯の仕事						,			
自営業	4	0.108	$\chi^2 = 67.18$	4	0.217	$\chi^2 = 121.5$	5	0.352	$\chi^2 = 201.6$
勤労者 13#	27	0.161	p < .001	7	0.203	p < .001	32	0.393	p < .001
勤労者2	16	0.202		3	0.240		24	0.543	
上記以外	24	0.993		13	1.531		30	2.771	
兼業農家	0	0.000		0	0.000		1	1.404	
その他	20	0.931		12	1.490		29	2.841	
不群	4	2.361		1	2.952		0	2.952	
住所地									
区部	54	0.266	$\chi^2 = 4.73$	10	0.315	$\chi^2 = 0.10$	46	0.542	$\chi^2 = 3.73$
市・郡・島部	15	0.143	p = .030	16	0.295	p = .755	45	0.722	p = .054
市部	14	0.137		15	0.285		44	0.717	
郡・島部	1	0.292		1	0.585		1	0.877	
東京都以外	2			1			0		

表3 基本性属性別の SIDS 発生率

<sup>#:</sup> 出生1000人当り

<sup>2#:</sup>各カテゴリーの SIDS 発生率又は累計 (した) 発生率と出生構成との適合度の検定。

<sup>3#:</sup>勤労者 1(管理・事務・教員・販売・外交・医療保健技術者などの勤労者世帯)

表 4 住所地別の剖検割合

	剖	**2		
	あり (%)	なし	χ² 検定	
SIDS				
区部	48(88.9)	6	$\chi^2 = 37.84$	
市・郡・島部	1(5.9)	14	p < .001	
計	49 (69.0)	20		
広義 SIDS				
区部	6(60.0)	4	$\chi^2 = 4.90$	
市・郡・島部	2(11.8)	14	p = .027	
計	8(29.6)	18		
疑 SIDS				
区部	27(58.7)	19	$\chi^2 = 9.61$	
市・郡・島部	11(24.4)	34	p = .002	
計	38(41.8)	53		

死亡が予測できず、しかも死亡状況および剖検によってもその原因が不祥である、乳幼児に突然の死をもたらした症候群」となった<sup>9)</sup>。

わが国においても増加しつつある SIDS は、乳 児死亡の主要な原因の1つとして世界的に認識さ れている。近年、うつ伏せ寝が SIDS と関連して いることが注目され、米国、英国、オランダ、オ ーストラリア, ニュージランドなどでうつ伏せ寝 の回避などのキャンペーンが実施され、SIDS が 減少したことが報告されている5,10~15)。しかし、 SIDS の発生率は依然としてわが国より高率であ り、その病因解明には至っていない。病因解明、 予防対策樹立のための SIDS の疫学研究は、正確 な診断が前提である。わが国の剖検率は極めて低 い状況にあり、精度の高い SIDS 疫学研究の大き な隘路となっている。吉村ら16)および渡辺ら17)は、 80年当時において、わが国の乳幼児死亡の5~ 7%が突然死であるが、その最終診断が肺炎や窒 息とされることが多いと指摘し,一般のみならず. 専門家においても SIDS に対する認識が欧米に比 べて遅れていることを述べている。

本報告では、精度の高い診断による SIDS 発生の実態を把握する目的で、わが国の中で SIDS の 剖検率が顕著に高い東京都を調査地域として選定し、死亡診断書(死体検案書)を転記した厚生省人口動態調査死亡票を用いて SIDS に関する疫学的検討を行った。

これまでの人口動態調査を用いた大規模な地域 ベースの SIDS の疫学研究としては、加藤ら $^{7}$ の 愛知県での調査が唯一のものと思われる。厚生省 研究班の94年度改訂前の SIDS 診断基準(1981年 度)18)では、剖検に基づく狭義の定義に加えて、 剖検の履行が極めて困難な実状を配慮して広義の 定義が設けられており、剖検なしに臨床診断のみ で SIDS と診断する余地を残していた。加藤らの 調査では、愛知県下の保健所に保管されていた死 亡小票を閲覧し、この広義の SIDS の定義に基づ き死因の分類を行っている。この方法では overdiagnosis となる可能性は否定できないとしなが らも,87~89年のSIDS 発生率は出生1,000人当 90.72であったと報告している $^{7}$ 。また、SIDS に分類した218例の中で剖検がなされた割合は 5.0%にすぎず, 死亡小票の主要病名が SIDS で あった割合は35%であったとしている19)。臨床診 断のみによって原死因が SIDS 以外とされた死亡 の中に SIDS が疑われるものがかなり多いことが 推察される。

本報告においては、「SIDS」発生率は出生 1,000人当り0.23であった。表2に示した分類の 中で「SIDS」に「広義 SIDS」を加えたものが厚 生省研究班の旧診断基準の広義の SIDS に相当す るが、90~92年の東京都での広義の SIDS の頻度 は出生1,000人当り0.32であり、加藤らの0.72に 比べてかなり低率となった。また、広義の SIDS と分類したものの69%は原死因が SIDS であり, この点も加藤らの成績と大きな開きがある。本報 告と加藤らの成績との乖離の原因については不明 であるが、東京都と愛知県との真の SIDS 発生率 の違い、剖検率の差に基づく診断精度の違い、 SIDS に関する医師の認識の違い, 死亡診断書 (死体検案書) の記載方法の違い, SIDS 分類基 準の違いなどが考えられる。しかしながら、本報 告でも「疑 SIDS」と分類せざるを得なかった死 亡票の中には「死亡状況」に係る記載が不十分で あり、分類が困難なものが少なからず存在してい た。この「疑 SIDS」まで累計すれば0.61となり、 加藤らの成績に近づく。

ここで、SIDS の正確な発生率を把握するためには、「死亡状況」の情報も重要であることを強調しておきたい。1995年からは第10回修正国際疾病傷害死因分類への移行に伴って死亡診断書(死

体検案書)の様式が改訂され、心不全や呼吸不全 などの死因の記載を控えるべきことが指導されて いる。今回検討した死因にはこれらの死因がかな り含まれており、今後は SIDS と診断される可能 性が高くなるともみられる。しかしながら, SIDSの正確な診断とは単なる臨床診断ではな く、診断基準9)にあるように、「剖検」および「死 亡状況」調査に基づくものなのである。SIDSの 正確な診断を促進するためには剖検率を高める体 制の整備が必要であることは後述するが、いまひ とつの「死亡状況」の情報もまた正確な診断には 必要なのである。剖検率の高い米国では、医師の みならず一般国民への SIDS についての啓蒙が積 極的になされたこともあって、過剰診断(例え ば、窒息と SIDS の病理学的所見はほぼ同一であ り、剖検によっても犯罪による死亡との識別は困 難)がむしろ懸念され、89年の新しい定義では死 亡状況調査が加えられて他殺や事故死などとの鑑 別がより厳格に行われつつある<sup>26)</sup>。しかし,95年 から改訂されたわが国の死亡診断書(死体検案書) の中には「死亡状況」を記載する欄が特別には設 けられていない。現状での可能な対応としては, 「外因死の追加事項」の「手段および状況」欄な いし「その他特に付言すべきことがら」欄に死亡 状況を記載することであろうか。ともかく, SIDS の診断基準が周知され、剖検診断とともに 死亡状況調査に基づく詳細な記載の必要性が広く 認識されることが強く要望される。

さて、基本属性との関連では、性別で男児の発生率が高い傾向であり、「SIDS」については有意水準10%の差がみられた(表 3)。この点は欧米の報告5.20)と符合すると共に、わが国での大規模レコードリンケージ研究の成績とも一致している21,22)。

世帯の仕事については、自営業・勤労者・専業農家・兼業農家には分類されない「その他」の仕事の世帯での発生が極めて高率であった。本報告では人口動態統計での「世帯の仕事」のコード化された情報を使用しており、「その他」の内容をこれ以上詳細には検討しえない。「その他」の仕事の世帯での高い SIDS 発生率については、今後の解明を必要としている。しかしながら、欧米では低い社会経済階層がリスク要因の一つであることが指摘されており5,23,24,「その他」の世帯の所

得は最も低い<sup>25)</sup>ことから,今回の成績はこれと符合していると考えられる。あるいは,他殺や事故死との精度の高い鑑別の必要性を示している可能性もある。

本報告において東京都内でも住所地によって「SIDS」の発生率は異なることを明らかにした点は、注目すべき成績である。東京23区(区部)がそれ以外の地域と比べて「SIDS」発生率が有意に高い理由として、一つには、都市化の伴う生活環境の違いの影響が考えられる。カリフォルニアでの移民研究<sup>27)</sup>は、米国に移住したアジア系民族での SIDS 発生率がそれらの本国と比べて高率であることを示し、SIDS 発生に対して生活様式や生活環境の違いが大きく関与することを明らかしている。

いま一つの理由として、監察医制度が施行されている東京23区とそれ以外の地域とでは剖検率に極めて顕著な差があり、診断精度の違いが「SIDS」発生率の差を生んでいる可能性が考えられる。「広義 SIDS」、「疑 SIDS」については東京23区よりもそれ以外の地域での発生率が高い点、すなわち、死亡診断書(死体検案書)の記載があいまいなものが多かったことも診断精度の違いを支持している。

東京23区の場合、異状死体等の届出義務に関す る規定(医師法第21条)に従って警察に届け出ら れた報告は、東京都監察医務院に連絡される。そ して、東京都監察医が検案に出動する体制になっ ており、検案によっても死因が判明しない場合に は必要に応じて行政解剖が行われている28)。93年 には東京23区内の全死亡者の16.1%が検案され, その28.9%に対して行政解剖が行われている $^{29}$ 。 異状死体として所轄の警察署に届け出るのは最初 に検案した医師の判断によるが、監察医制度が機 能している東京23区では異状死体の届出が円滑に 実施されている可能性がある。澤口ら30)は東京都 監察医務院での80年から91年までの行政解剖につ いて検討し、SIDS の増加を指摘している。この 理由として、SIDS の真の増加の可能性とともに、 SIDS に関する知識の普及、発見時死亡状態であ り剖検で明確な所見がないという SIDS の特殊性 に対する知識の高まりを挙げている。すなわち、 SIDS の認識の普及に伴って SIDS の疑いが持た れる異状死体が届け出られるようになり、行政解 剖で診断された SIDS の増加を招いた可能性が考えられる。

一方,監察医制度のない大多数の地域の場合, 死体検案のみのことが多く28), SIDS が疑われる 場合でも剖検されることは稀である。戸苅ら8) は、「それまでの経過がまったく解らずに、ほと んど DOA (Dead On Arrival) の状態で到着した 患者を前にして、何らかの理由で剖検がなされな いまま診断名を付けなくてはならない場合, SIDS なる診断名は記入しにくい」とする医師が 多いという調査成績を示し,正確な診断が行われ ずに、SIDS の可能性の高い児に対して「急性心 不全」、「急性呼吸不全」などの診断名が使用され ることが少なくないことを指摘している。さらに、 24時間以内に診察していない場合にはたとえ継続 診療していた医師であっても死亡診断書は作成で きず、死体の検案を行うことになっている(医師 法第20条)が、異状死体を検案する受皿である監 察医制度が普及していないこともあり,検案が常 に適正になされているかにも疑問を述べている8)。

監察医制度が施行されている東京23区で SIDS の発生率が高いという今回の成績は、SIDS に関する認識が深まり診断が正確なものに改善されるに従って見逃されていた SIDS が顕在化する可能性を示唆している。

仁志田<sup>31)</sup>は、SIDSの家族と接した経験から剖検されなかったために引起こされたトラブルや心のわだかまりの問題が極めて大きいことを指摘し、医学的研究によって病因解明を目指すためのみならず、剖検による正確な診断を行うことがSIDSの家族、さらには SIDS で亡くなった児のためにも必要かつ重要であることを強調している。一部の地域でのみ機能しているにすぎない監察医制度が全国的に普及して、剖検に基づくSIDSの確実な診断がなされることがわが国でのSIDS 対策の基本と考えられる。

本報告は、厚生省心身障害研究:小児の心身障害予防,治療システムに関する研究(平成6年度)の一環として行った。

(受付 '97. 6.23) 採用 '97.11.20

# 油 文

- 1) World Health Organization. 1995 world health statistics annual. 1996.
- 2) 厚生省大臣官房統計情報部.平成6年人口動態統計.1996.
- CDC. Sudden infant death syndrome; United States, 1980–1988. MMWR 1992; 41: 515–517.
- 4) Willinger M, James LS, Catz C. Defining the sudden infant death syndrome (SIDS): deliberation of an expert panel convened by the National Institute of Child Health and Human Development. Pediatr Pathol 1991; 11: 677-684.
- CDC. Sudden infant death syndrome; United States, 1983–1994. MMWR 1996; 45: 859–863.
- 6) 渡平 登. 乳幼児突然死症侯群 (SIDS) の疫学的研究 (平成5年度);人口動態統計による retrospective な検討. 厚生省心身障害研究 小児の心身障害予防,治療システムに関する研究 平成5年度研究報告書1994;212-215.
- 7) 加藤稲子,大木 茂,藤本伸治,他.乳幼児突然 死症侯群に関する疫学的検討;死亡小票による死因 別分類から.日本小児科学雑誌 1992;96:1918-1924.
- 8) 戸苅 創,加藤稲子. 我が国における乳幼児突然 死症侯群 (SIDS) の定義に関する検討. 厚生省心 身障害研究小児の心身障害予防,治療システムに関 する研究 平成5年度研究報告書 1994; 191-197.
- 9) 戸苅 創,加藤稲子.わが国における乳幼児突然 死症侯群 (SIDS) の定義ならびに診断の手引きに 関する検討. 厚生省心身障害研究小児の心身障害予 防,治療システムに関する研究 平成6年度研究報 告書 1995; 221-225.
- de Jonge GA, Engelber AG. Cot deaths and sleeping position. Lancet 1989; ii: 1149-50.
- Hiley CMH, Morley CJ. Evaluation of government's campaign to reduce risk of cot death. Br Med J 1994; 309: 703-704.
- Mitchell EA, Brunt JM, Everard C. Reduction in mortality from sudden infant death syndrome in New Zealand: 1986–92. Arch Dis Child 1994; 70: 291–294.
- 13) Dwyer T, Ponsonby A-L, Blizzard L, et al. The Contribution of changes in the prevalence of prone sleeping position to the decline in sudden infant death syndrome in Tasmania. JAMA 1995; 273: 783-789.
- Willinger M. SIDS prevention. Pediatr Ann 1995;
  358-364.
- Dwyer T, Ponsonby A-L. The decline of SIDS: a success story for epidemiology. Epidemiology 1996; 7: 323-325.

- 16) 吉村公一,柳田純一,乾 道夫.乳幼児急死の最近の動向. 小児科 1980; 21: 803-809.
- 17) 渡辺富雄,荒井十三男,加藤雅治. 乳児の突然死症候群:臨床法医学の立場から. 小児科 1980; 21: 779-788.
- 18) 馬場一雄,坂上正道.「乳幼児突然死(SIDS)」 に関する研究:総括報告書.厚生省心身障害研究 乳幼児突然死研究班 昭和56年度研究報告書 1982; 7-9.
- 19) 戸苅 創,加藤稲子.愛知県における乳幼児突然 死症候群に関する疫学的検討と死亡小票の死因病名 について.厚生省心身障害研究分担乳幼児突然死研 究班,「乳幼児突然死 (SIDS)」に関する研究 平成 3年度研究報告書 1992; 9-15.
- Peterson DR, vanBell G, Chinn NM. Epidemiologic comparisons of the sudden infant death syndrome with other major components of infant mortality. Am J Epidemiol 1979; 110: 699-707.
- 21) 藤田利治,簑輪眞澄,三浦宜彦. 死因別の乳児死 亡と出生時要因の関連についてのレコードリンケー ジ研究. 日本公衛誌 1994; 41; 114-125.
- 22) Fujita T, Kato N. Risk factors for SIDS in Japan; A record-linkage study based on vital statistics. Acta paediatrica Japonica 1994; 36: 325–328.
- 23) Naeye RL, Ladis B. Drage JS. Sudden infant death

- syndrome. A prospective study. Am J Dis Child 1976; 130: 1207–1210.
- 24) Lewak N, van der Berg BJ, Beckwith JB. Sudden infant death syndrome risk factors: prospective data review. Clin Pediatr 1979; 18: 404-411.
- 25) 厚生省大臣官房統計情報部.平成6年国民生活基礎調査.1995.
- 26) CDC. Guidelines for death scene investigation of sudden, unexplained infant death: recommendation of the interagency panel on sudden infant death syndrome. MMWR 1996; 45 (No. RR-10).
- 27) Greeher JK, Schulman J, Croen LA. Sudden infant death syndrome among Asians in California. J Pediatr 1990; 116: 525-528.
- 28) 澤口彰子,中村茂基,澤口聡子,大上 治.死の 医学・犯罪による死.日本医事新報「ジュニア版」 1994: 333: 6-12.
- 29) 東京都監察医務院.事業概要,平成6年版. 1994.
- 30) 澤口聡子,他.法医学分野における乳幼児突然死 症候群の統計学的分析.東京女子医科大学雑誌 1993; 63: 1471-1477.
- 31) 仁志田博司. 乳幼児突然死症候群とその家族のために. 東京: 東京書籍, 1995.

# AN EPIDEMIOLOGICAL SURVEY OF SUDDEN INFANT DEATH SYNDROME IN TOKYO

Toshiharu FUJITA\*, Toshiko SAWAGUCHI<sup>2\*</sup>, Akiko SAWAGUCHI<sup>2\*</sup>

**Key words**: Sudden infant death syndrome, Vital statistics, Autopsy rate, Regional difference, Sex difference, Household by employment status

**Objective**: A complete autopsy is essential for an accurate diagnosis of sudden infant death syndrome (SIDS), whereas the autopsy rate is low in Japan. This study investigated the incidence of SIDS in Tokyo, where the autopsy rate for SIDS was the highest in Japan.

Methods: We selected death certificates of infants aged less than 2 years during 1990 to 1992 in Tokyo, whose cause of death was suspected to be SIDS, and classified those possibilities of SIDS according to death descriptions.

Results: The incidences of SIDS by strict definition and broad definition were 0.23 and 0.32 per 1,000 live births, respectively. Not a few death certificates described causes of death and death scene at some length. If including cases of suspected SIDS, the incidence came to 0.61 per 1,000 live births. The mortality risk of SIDS was significantly higher in infants with male gender and households classified by employment status as "other". Because the medical examiner system functioned only in the central urban area, most SIDS cases were diagnosed at autopsies in the urban area, whereas few cases were autopsied in the surrounding area. Compared to the urban area, the incidence of SIDS was significantly lower in the surrounding areas with low autopsy rates and with many death certificates of ambiguous death description.

Conclusions: Ambiguous description of the death scene and low autopsy rate may cause under-diagnosis of SIDS. Establishment of a nationwide medicolegal autopsy system and examination of the death scene is necessary to diagnose SIDS accurately.

<sup>\*</sup> Department of Epidemiology, National Institute of Public Health

<sup>&</sup>lt;sup>2\*</sup> Department of Legal Medicine, Tokyo Women's Medical College